

組合員の皆さまへ

JA 災害対策資金の取扱いについて

台風 15 号により被害にあわれた皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

J A ひとりでは被害にあわれた組合員の皆さまの早期復旧に少しでもお役に立てるよう、下記のとおり J A 災害対策資金を実質、無利息・無保証料で取扱うことといたしました。

詳しくは、お近くの支店または経済センターまでお問い合わせください。

記

1. 取扱期間

令和元年 9 月 17 日（火）から令和 2 年 3 月 31 日（火）までのお借入れ

2. 経営安定資金

- | | |
|-----------|--|
| (1) 資金使途 | 農業の生産に必要な資金 |
| (2) 貸出期間 | 5 年以内 |
| (3) 貸出限度額 | 3 0 0 万円以内 |
| (4) 貸出金利 | 年 0. 6 5 %（固定金利）
<u>※利子補給制度のご利用により実質、無利息となります。</u> |
| (5) 保証人 | 所定の保証機関の保証をご利用いただきますので原則、不要です。
<u>なお、保証料 年 0. 2 9 % は、J A ひとりが全期間負担します。</u> |

3. 施設復旧資金

- | | |
|-----------|--|
| (1) 資金使途 | 農業施設が損壊した場合において、当該施設を現状に復元するために必要な資金 |
| (2) 貸出期間 | 6 年以内（内据置 2 年以内） |
| (3) 貸出限度額 | 5 0 0 万円以内 |
| (4) 貸出金利 | 年 0. 6 5 %（固定金利）
<u>※利子補給制度のご利用により実質、無利息となります。</u> |
| (5) 保証人 | 所定の保証機関の保証をご利用いただきますので原則、不要です。
<u>なお、保証料 年 0. 2 9 % は、J A ひとりが全期間負担します。</u> |

かとり農業協同組合

商品概要説明書

J A 災害対策資金

(令和元年 9 月 17 日現在)

商品名	J A 災害対策資金
取扱期間	令和元年 9 月 17 日 (火) ~ 令和 2 年 3 月 31 日 (火) までのお借入れ。
ご利用 いただける方	【個人・法人等】(以下の条件をすべて満たす方とします。) ○ 当 J A の組合員の方。 ○ 令和元年 9 月発生 of 台風 15 号により被害を受けた方。 (各経済センター長が被害を受け付け、組合長が認定したもの)
資金使途	○ 経営安定資金 被害を受けた農業者の経営安定に必要な運転資金 ○ 施設復旧資金 被害を受けた農業者の農業用施設等の復旧資金
借入金額	○ 経営安定資金 300 万円 ○ 施設復旧資金 500 万円
借入期間	○ 経営安定資金 5 年以内 ○ 施設復旧資金 6 年以内 (内据置 2 年以内)
借入利率	○ 経営安定資金 年 0.65 % ○ 施設復旧資金 年 0.65 % ※ 利子補給制度のご利用により実質、無利息となります。
借入方式	○ 証書借入とします。
返済方法	○ 元利均等方式または元金均等方式とします。
担保	○ 原則として、担保は不要です。
保証	○ 千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 保証料年 0.29 % は当組合が全期間負担します。 ○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。 ○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。 ○ 経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。
手数料	○ 融資事務取扱手数料として 540 円 (消費税込) を申し受けます。

<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合各支店または金融共済部融資課(電話：0478-70-7715)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記千葉県J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当J A、および必要に応じて千葉県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aかとり